

平成29年度機構・定員の査定について

平成29年度機構・定員査定（概要）について、別添のとおり取りまとめました。

（照会先一覧）

・機構・定員全般

大臣官房人事課

課長補佐 床 枝(内 7062)

課長補佐 中 村(内 7067)

直通 03-3595-2382

・医務技監関係

大臣官房厚生科学課

課長補佐 加賀山(内 3805)

課長補佐 中 田(内 3824)

直通 03-3595-2171

・雇用環境・均等局関係

雇用均等・児童家庭局総務課

主任雇用均等行政監察官 溝 田(内 7820)

書記 千 葉(内 7803)

直通 03-3595-2491

・子ども家庭局関係

雇用均等・児童家庭局総務課

課長補佐 里 平(内 7815)

課長補佐 結 城(内 7814)

直通 03-3595-2491

・人材開発統括官関係

職業能力開発局総務課

課長補佐 西 海(内 5907)

直通 03-3502-6783

平成29年度 厚生労働省機構・定員査定（概要）

機 構 ※名称は仮称

1. 法律組織（別添1参照）

医務技監（次官級）の設置

医療・保健の技術分野で部局連携による対応や国際保健外交などの重要施策について専門的観点から統理。

2. 政令組織（別添2参照）

直面する「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援」、「生産性向上」等の重要課題に対応するため、以下の組織再編を行う。

① 雇用環境・均等局の設置等

非正規労働者の処遇改善、女性活躍推進や均等処遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進するため、雇用環境・均等局を設置。雇用環境・均等局に、6課（総務課、機会均等課、均等待遇推進課、職業・生活両立課、在宅労働推進課、勤労者生活課）を設置。

② 子ども家庭局の設置等

保育・子育て人材や児童相談所等の子育て支援基盤の一体的整備や切れ目のない子育て仕事両立支援の推進、虐待防止対策と連携した社会的養育の総合的な推進体制の強化を図るため、子ども家庭局を設置。子ども家庭局に、5課（総務課、子育て支援課、社会的養育・虐待防止対策推進課、保育課、母子保健課）を設置。

③ 人材開発統括官（局長級）の設置等

若者の雇用安定や働く方の能力開発の促進を支援し、生産性の向上を図るため、人材開発統括官を設置。人材開発統括官に、参事官5人（人材開発総務担当、人材開発政策担当、若年者・キャリア形成支援担当、能力評価担当、海外人材育成担当）を設置。

④ 大臣官房審議官（職業安定担当）及び生活衛生・食品安全審議官の設置

⑤ その他

職業安定局に地域雇用対策課、年金局に資金運用課を設置。

3. 省令組織

① 大臣官房厚生科学課 医療イノベーション企画官

医療のイノベーションを常時積極的に創出・促進・取り入れる仕組み等を構築し、厚生労働省内を横断的に調整する体制を整備。

※医療のイノベーション：医療領域で画期的な技術（人工知能、ICT、ゲノム等）を活用して新たな価値を創造し、医療のシステム等の変革をもたらすこと。

② 労働基準局監督課 過重労働特別対策室

長時間労働の是正に向けた法規制の執行を強化していくための体制整備。

定 員

(人)

区 分	平成28年度 A	平成29年度増減内訳				平成29年度 末 定 員 F=A+E
		新規増員 B	業務改革に 伴う再配置 C	減 員 D	差 引 E=B+C+D	
厚生労働省	31,721	334	245	▲646	▲67	31,654

※28年度（A）欄には、訪日外国人旅行者の急増等に対応するための平成28年度緊急増員21人を含む。

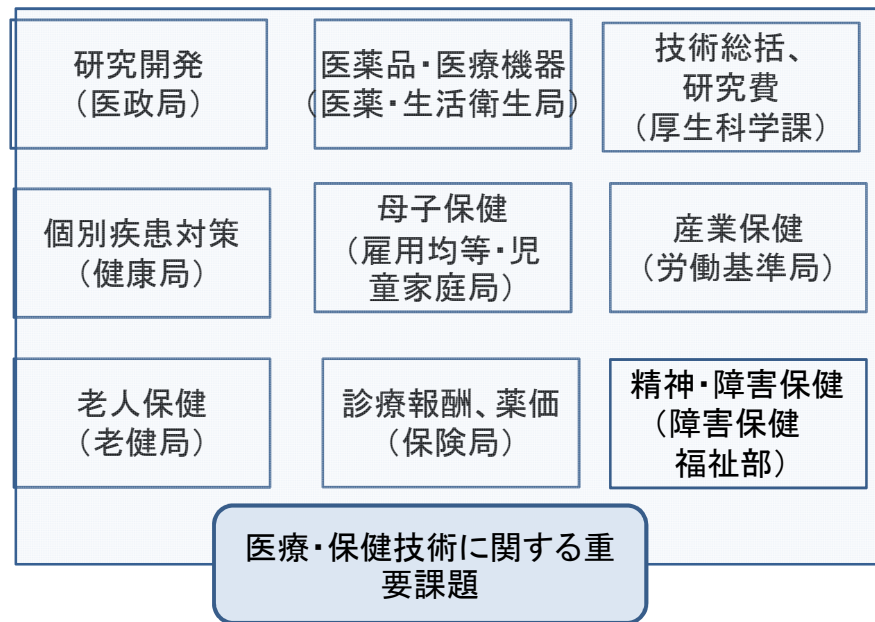
【増員等の主な内訳】 ※業務改革に伴う再配置増を含む。

- ・ 観光立国推進のための検疫体制及び輸入食品の監視体制の強化 63人
- ・ 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化のための労働基準監督署の監督体制の強化 72人
- ・ 同一労働同一賃金の実現のための都道府県労働局の体制の強化 13人

医務技監(仮称)の新設

【現状】

- 医療・保健の技術分野で、部局連携による対応が必要な重要課題が多数



- 医療・保健分野は、外交における重要性も増大

- ・健康危機管理(新興・再興感染症)
- ・ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)
- ・高齢化対策
- ・薬剤耐性菌(AMR)問題 など

医務技監【次官級 新設】

医療・保健に係る重要施策について専門的観点から「統理」

(※総合的、包括的にすべおさめること)

- ◆医療技術の革新(ゲノム、情報通信技術ICTなど)を保健医療施策に反映し、イノベーションをリード、医療現場での実用化推進。
- ◆医療関係者とハイレベルの調整
- ◆国際保健外交で日本が貢献するための中心的機能を果たす。
- ◆国内の健康危機事案に対し、公衆衛生上の専門的立場から、内閣官房と連携して対応。国民に対し正確な情報発信。

設置法改正が必要

平成29年度 厚生労働省組織再編

※新規官職は全て仮称

- 医療・保健の技術分野で、部局連携による対応が必要な重要課題が多数存在する中、医療・保健に係る重要施策について専門的観点から「統理」する「医務技監」を設置する。
- 政府の重要課題である「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援」、「生産性向上」に的確に対応するため、組織再編を行い、「雇用環境・均等局」、「子ども家庭局」及び「人材開発統括官」を設置する。

【 現 行 】

【大臣官房】

技術・国際保健総括審議官

【医薬・生活衛生局】

生活衛生・食品安全部

【職業安定局】

次 長

派遣・有期労働対策部

【雇用均等・児童家庭局】

雇用均等・児童家庭局

審 議 官
(雇用均等・児童家庭担当)

【職業能力開発局】

職業能力開発局

【中央労働委員会】

次 長 (2)

【 組織再編後 】

医 務 技 監 (次官級)

【医薬・生活衛生局】

生活衛生・食品安全審議官

【職業安定局】

審 議 官
(職業安定担当)

【雇用環境・均等局】

雇用環境・均等局

審 議 官
(雇用環境・均等、子ども家庭担当)

【子ども家庭局】

子ども家庭局

【人材開発統括官】

人材開発統括官

【中央労働委員会】

審 議 官 (2)

別添2